

監査公告第14号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した教育委員会に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成29年12月25日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

教育委員会定期監査結果報告

第1 監査期間

平成29年11月9日から平成29年12月8日まで

第2 監査の対象

教育庶務課、学校指導課、生涯学習課、図書館、スポーツ課、マラソン開催推進室、文化財保護課

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理されていると認められたが、次のとおり再考を要する事項が見受けられた。なお、その他の事務処理上留意すべき軽微な事項については、関係課宛に別途文書にて通知したところである。

・かがっ子土曜スクールについて

学力向上と家庭での学習習慣の確立を目的に「かがっ子土曜スクール」を実施しているが、現在は3地区のみの開催である。

教育の一環として実施するのであるから、全ての生徒が等しく参加の機会を得られるようにすべきである。

必要とする生徒にとって、さらに参加しやすくなるよう、開催地区の拡大など速やかに改善策を講じられたい。

第5 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

教育委員会事務局 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 教育庶務課

- ・かがく宇かんプロジェクトについて
- ・洋式トイレの整備事業について

2. 学校指導課

- ・かがっ子土曜スクールについて
- ・インフルエンザによる学級閉鎖について

3. 生涯学習課

- ・自然体験活動事業の委託化について
- ・家庭教育支援計画について
- ・セミナーハウスあいらすのエレベーター修繕について

4. 図書館

- ・読書活動の推進について
- ・図書館友の会について

5. 文化財保護課

- ・日本遺産推進活用事業について
- ・文化的景観保存調査事業について
- ・橋立伝建地区の防災整備事業について
- ・東谷伝建地区の補助制度について

6. スポーツ課・マラソン開催推進室

- ・スポーツ施設の利用料金について
- ・スポーツ施設の整備計画について
- ・屋内水泳プールについて
- ・施設の安全管理の対応について